

平成30年度第3回 事業評価監視委員会審議案件一覧

■再評価案件

事業 区分	事業名		事業 採択 年度	前回 評価 年度	再評価理由(事後評価)		特 に 重 点 的 な 審 議 を 要 す る 案 件 事 務 局 (案)								備考
								(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	重点の理由	
河川	1	西湘海岸直轄海岸保全施設整備事業	H25	-	②		一括								
	2	利根川総合水系環境整備事業 (霞ヶ浦環境整備)	S50	H27	④		一括								
	3	荒川総合水系環境整備事業	H6	H27	⑤	事業計画が変更され、現時点で評価する 必要が生じたため	重点	○						自然再生分野の整備内容の追加により事業 計画が変更されたため	
道路	4	一般国道4号 東埼玉道路(延伸)	H20	H27	⑤	推定事業費が増加し、現時点で評価する 必要が生じたため	重点			○				道路排水対策の実施により推定事業費が 顕著に増加するため	
	5	一般国道246号 秦野IC関連事業	H13	H28	⑤	推定事業費が増加し、現時点で評価する 必要が生じたため	重点			○				地質調査結果による橋梁基礎形式の変更 などにより推定事業費が顕著に増加する ため	
	6	一般国道357号 湾岸千葉地区改良	H15	H28	⑤	事業の進捗予定が遅れ、現時点で評価 する必要が生じたため	一括								
港湾空港	7	茨城港常陸那珂港区国際物流ターミナル 整備事業	H26	H26	⑤	推定事業費が増加し、現時点で評価する 必要が生じたため	重点			○				ふ頭用地に使用する裏埋材の変更により 推定事業費が顕著に増加するため	

◆再評価理由

- ①: 事業採択後3年間が経過した時点で未着工の事業
- ②: 事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業
- ③: 準備・計画段階で3年間が経過している事業
- ④: 再評価実施後5年間が経過している事業
(経過措置で、審議件数を平準化するために3年目に実施)
- ⑤: 社会情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施
の必要が生じた事業

◆重点審議案件の選定

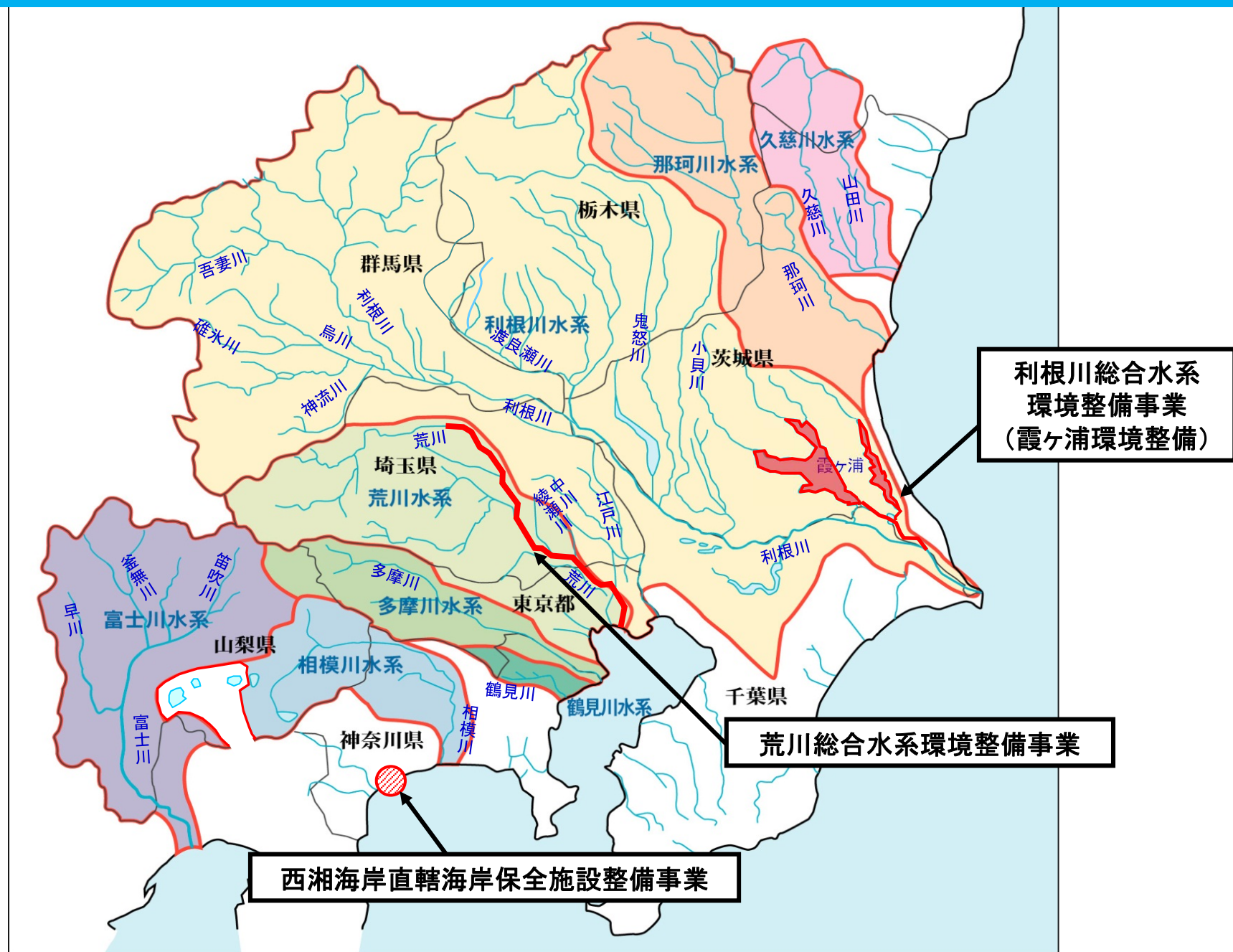
- (a) 事業計画が顕著に変更された事業
- (b) 推定便益が顕著に減少する事業
- (c) 推定事業費が顕著に増加する事業
- (d) 事業の進捗予定が顕著に遅れている事業
- (e) 特に事業規模が大きく、事業費の変化が軽微でない事業
- (f) その他の要因

◆一括審議案件の選定

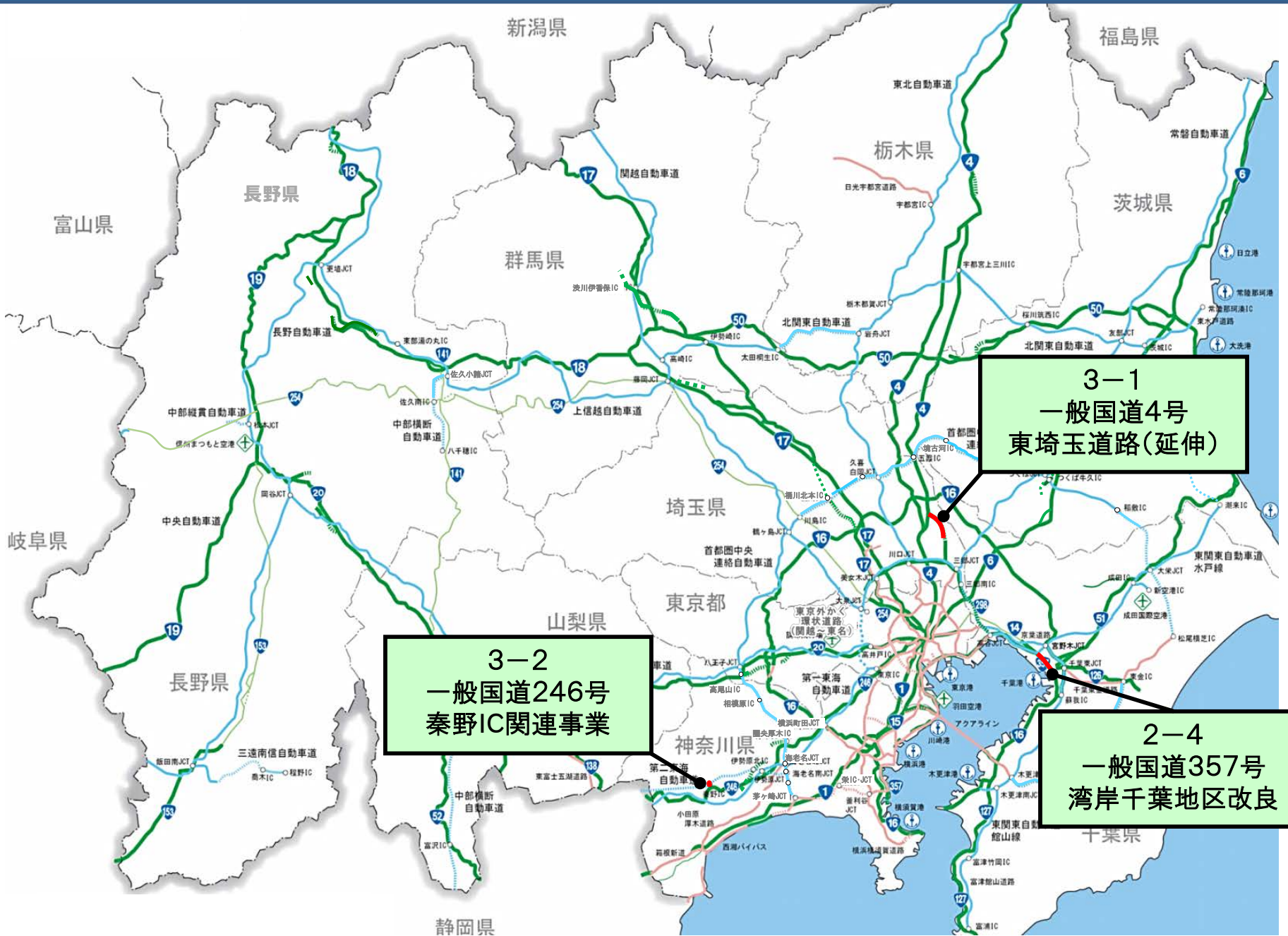
前回の評価時から事業の計画や事業費、進捗状況等に大きな変化が生じていない事業(要因の変化が軽微)は、一括審議として扱う。ただし、委員からリクエストがあった場合は、重点審議案件として扱う。

審議件数(再評価)：7件

第3回事業評価監視委員会 河川事業位置図



道路事業位置図



3-1
一般国道4号
東埼玉道路(延伸)

3-2
一般国道246号
秦野IC関連事業

2-4
一般国道357号
湾岸千葉地区改良

第3回事業評価監視委員会 港湾事業位置図

